

茨城県作業療法士養成校連絡協議会 規程

第1章 総則

(名称)

第1条 本協議会（以下、本会とする）は、茨城県作業療法士養成校連絡協議会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務局は、茨城県作業療法士会事務所に置く。

(目的)

第3条 本会は、作業療法士教育における養成教育の内容充実を図るとともに、作業療法領域の情報交換、研究開発および知識の普及に努め、時代のニーズに応える養成校教育のあり方を探求することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 養成校における作業療法教育の質の向上に関する事業
- (2) 作業療法士を養成するための教育内容および方法等に関する事業
- (3) 作業療法教育に関する教材、資料等の検討および作成
- (4) 作業療法士に対する資質の向上を目的とする事業（卒後教育）
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、本会の目的に賛同する作業療法士養成校とする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする団体は、本会の会員の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 本会の会費は無料とする。

(退会)

第8条 会員は任意に退会することができる。

第3章 運営

(組織)

第9条 本会は、公益社団法人茨城県作業療法士会（以下、県士会とする）における常設委員会として位置付けるものとする。

2 本会の会員は県士会常設委員会の委員とする。

(議長)

第10条 本会開催時の議長は、互選にて選任する。

(報告)

第 11 条 本会で議決した内容は、県士会理事会の議決を経て、総会の承認を得なければならない。

第 4 章 会 計

(経費)

第 12 条 本会の経費は、県士会事業費をもって充てる。

(予算および決算)

第 13 条 本会の予算および決算は、理事会の議決を経て、総会の承認を得なければならない。

(旅費・謝金等)

第 14 条 旅費・謝金等は、県士会で定める旅費・宿泊費・謝金規程規則等に準じる。

(会計年度)

第 15 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり 3 月 31 日に終わるものとする。

第 5 章 規約の変更および解散

(規程変更および解散)

第 16 条 本規程の変更には、全会員および県士会理事会の同意を得なければならない。

第 17 条 本会を解散するには、全会員および県士会理事会の同意を経て、総会の承認を得なければならない。

附 則

1) 本規程は 2018 年 4 月 1 日より施行する。